

エコアクション21認証・登録制度実施要領

一般財団法人 持続性推進機構

平成27年4月1日改訂

1. 総則

1.1 エコアクション21認証・登録制度の目的

エコアクション21認証・登録制度（以下「本制度」という。）は、事業者の環境への取組を推進し、その取組をより良いものとしていくため、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2009年版（改訂版）（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、エコアクション21に取り組む事業者に対し、エコアクション21審査人が指導・助言及び審査を行い、エコアクション21中央事務局及びエコアクション21地域事務局において、ガイドラインへの適合性及び有効性を判定の上、認証・登録することにより、社会的な評価信用を得られるようにするものです。

また、認証・登録された事業者の環境活動レポートを公開することにより、事業者の環境負荷の情報や環境経営の状況を開示するとともに、利害関係者とのコミュニケーションを促進することを目的とします。

さらに、本制度を通じて、事業者による環境経営が広く浸透することにより、社会全体としての環境負荷の低減に貢献することや、地方公共団体などとの連携により地域に密着した協力体制の構築を図っていくことを目的とします。

本制度は、環境省からガイドラインに規定された「中央事務局としての要件」について、適合の確認を受けた一般財団法人持続性推進機構（以下「本機構」という。）が実施します。

1.2 エコアクション21認証・登録制度の実施にあたっての原則

一般財団法人 持続性推進機構は、エコアクション21認証・登録制度の運営にあたって、ガイドライン及び環境省からの指導を遵守するとともに、エコアクション21の普及促進に関して環境省及び関係省庁と協調して取り組みます。

本機構は、環境省に対し、毎年度、本制度に係わる各事業年度の事業実施状況（財務状況を含む）の報告を行うとともに、環境省の求めに応じ、適宜必要事項の報告を行います。

1.3 エコアクション21認証・登録制度の実施体制

エコアクション21認証・登録制度は、以下の体制で運営します。

1.3.1 エコアクション21中央事務局及び委員会等

1) エコアクション21認証・登録制度の実施主体

本制度は、本機構が、実施主体となって実施します。

2) エコアクション21中央事務局の組織

本制度を実施するため、本機構にエコアクション21中央事務局（以下「中央事務局」という。）を設置し、本機構理事長は、その長としてエコアクション21中央事務局長（以下「中央事務局長」という。）を置きます。

中央事務局長は、本機構の理事長及び専務理事の命を受けて、本制度の運営を統括します。

3) 中央事務局に置く委員会等

中央事務局に諮問機関として、「エコアクション21運営委員会（以下「運営委員会」という。）」、「エコアクション21判定委員会（以下「判定委員会」という。）」及び、「エコアクション21審査人認定委員会（以下「審査人認定委員会」という。）」及び「エコアクション21公平性委員会（以下「公平性委員会」という。）」を置きます。また、認定委員会の下部組織として「エコアクション21審査人倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）」を置きます。

①運営委員会の構成・審議事項

運営委員会は、事業者関係団体、環境保全関係団体及び環境保全に関する学識者等の各界の学識者、地域事務局の代表等によって構成し、エコアクション21認証・登録制度実施要領、各認定委員会・判定委員会規程、その他の各種規程、地域事務局の認定要件、相互認証の要件、中央事務局に対する処分、その他エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項を審議します。

②判定委員会の構成・審議事項

判定委員会は、事業者の環境への取組等に関する専門家や学識者によって構成し、審査人の審査結果を基に、事業者の認証・登録の可否等に関する事項等を審議します。また、必要に応じて地域事務局の判定等に係わる運営についての処分、中央事務局の認証・登録に係わる処分等について審議します。

③審査人認定委員会の構成・審議事項

審査人認定委員会は、環境保全関係団体及び環境保全に関する学識者等によって構成し、エコアクション21審査人の資格認定の可否等に関する事項等を審議します。

④審査人倫理委員会の構成・審議事項

倫理委員会は、審査人認定委員会委員及び判定委員会委員より選任された者によって構成し、審査人資格の一次停止、取消等について審議します。

⑤公平性委員会

公平性委員会は、環境保全に関する学識者等によって構成し、本制度の運営全体に

係わる公平性について、監査するとともに、本制度の運営に対する異議・苦情について審議し、本機構理事長及び中央事務局長に対して必要な勧告を行います。

⑥ 参与

審査人の指導及びエコアクション21認証・登録制度についての助言等を得るため、環境マネジメントシステム及び事業者の環境への取組等に関する学識者を、参与として委嘱します。参与はエコアクション21審査人としての資格を有します。

1. 3. 2 エコアクション21審査人

1) エコアクション21審査人の役割

エコアクション21審査人（以下「審査人」という。）は、エコアクション21に取り組む事業者が、ガイドラインの要求事項に適合しているか否かを審査します。

2) 審査人の認定

本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、審査人認定委員会で審議の上、3.1に定める要件を満たし、所定の試験等を経た者を、エコアクション21審査人として認定し、登録します。

1. 3. 3 エコアクション21地域事務局

1) エコアクション21地域事務局の役割

エコアクション21地域事務局（以下「地域事務局」という。）は、地域等において事業者からの審査の受付、審査人の選任、審査計画書の確認、審査後の書類の受理・確認、判定委員会の開催等、事業者と審査人の間に立つとともに、エコアクション21の普及促進を行う中核的組織であり、公益的な活動を、継続的かつ公正に実施します。

2) 地域事務局の認定

本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、運営委員会で審議の上、地域事務局を認定します。

3) 地域事務局に置く委員会等

地域事務局には、地域運営委員会及び地域判定委員会を設置します。

4) 地域事務局の責任者による会議

中央事務局と地域事務局との連絡調整、情報交換等を行うため「エコアクション21地域事務局責任者全国会議」及び「エコアクション21地域事務局責任者ブロック幹事会議」を置きます。また、ブロックにおける地域事務局間の連絡調整、情報交換等を行うために「エコアクション21地域事務局責任者ブロック会議」を置きます。

1. 4 エコアクション21 審査人と地域事務局の関係

地域事務局と審査人は、互いに協力・協働しエコアクション21の普及促進に務めます。一方で両者の間には「適切な緊張感」も必要であり、地域事務局及び中央事務局と、審査人それぞれの「独立性」を適切に確保していきます。

1. 5 機密等の保持

中央事務局、地域事務局及び審査人は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く）並びにエコアクション21基本管理システム（以下「システム」という。）の情報について、その管理を適切に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者に開示しません。

ただし、法的要請による場合は受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知した上で、情報を開示する場合があります。機密保持は認証・登録契約終了後も継続します。なお、審査人は機密保持を含む審査人としての遵守事項について、中央事務局に誓約書を提出します。

1. 6 エコアクション21 ロゴマーク

「エコアクション21 ロゴマーク」（以下「EA21ロゴマーク」という。）の商標権は、環境省が保有し、本機構はその許諾に基づいてEA21ロゴマークを使用します。認証・登録された事業者、審査人及び地域事務局等は、「エコアクション21 ロゴマーク使用規程」及び「エコアクション21 ロゴマーク使用の手引き」に基づき、EA21ロゴマークを使用することができます。

1. 7 エコアクション21 認証・登録制度に関する情報公開

本制度の透明性を担保するため、審査・判定・認証等の基準及び手続きを定めた「エコアクション21 審査及び判定の手引き」、本制度における事業者の認証・登録の状況、審査人に関する情報、本制度の実施要領、各種規程、本制度に係わる中期的な事業計画、その他必要な情報を、本機構のホームページにおいて公開します。

2. エコアクション21における事業者の認証・登録

2. 1 エコアクション21における事業者の認証・登録の基本的要件

エコアクション21の認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したガイドラインで規定する要求事項に基づき、以下の原則を満たした取組を適切に実施した上で、認定・登録された審査人による所定の審査を受審し、判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

- 1) 全組織・全活動を対象としてエコアクション21に取り組んでいること。
- 2) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、計画（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認・評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）の、PDCAサイクルの環境経営システムを適切に構築していること。
- 3) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること（初めて認証・登録する事業者は、受審までに少なくとも3ヶ月以上、システムを運用することが必要です）。
- 4) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境負荷（二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量・化学物質使用量等）を把握し、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量・化学物質使用量の削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等）を適切に実施していること。
- 5) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、代表者による全体の評価と見直しを行っていること。
- 6) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に（登録審査を受審する事業者は、登録審査の申込時まで）作成し、公表していること。
- 7) 事業活動の内容（業種・業態・規模）と、認証・登録の対象範囲（全組織・全活動）、環境への負荷の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、実施内容、環境活動レポートの内容が整合していること。

2. 2 エコアクション21業種別ガイドラインによる事業者の認証・登録

環境省が策定した、もしくは環境省がガイドラインへの準拠性を確認した特定の業種向けのガイドラインは、その業種に該当する事業者に係わるエコアクション21の認証・登録を行うにあたり、当該業種別ガイドラインの内容を基準とします。

2. 3 エコアクション21認証・登録手続規程の遵守

エコアクション21認証・登録制度に基づき審査を受審する事業者、審査及び判定の結果、認証・登録された事業者は、別に定める「エコアクション21認証・登録手続規程」を遵守しなければなりません。

2. 4 認証・登録の対象範囲

- 1) エコアクション21認証・登録制度は、原則として法人（株式会社、財団法人、社団法人、

学校法人、特定非営利活動法人、公的法人等の法人格を有する組織）及び個人事業主等の事業者を対象とします。

- 2) エコアクション21 認証・登録制度において、事業者の認証・登録の対象となる組織及び活動を「認証・登録の対象範囲」と言います。
- 3) 「認証・登録の対象範囲」は、原則として事業者の全組織、全活動とします。全組織とは、法人における全ての組織のことであり、例えば株式会社の場合は全社となります。全活動とは、事業者が実際に行っている全ての事業活動のことであり、認証・登録証の「事業活動」欄に記載する活動の具体的内容です。
- 4) 但し、事業所や工場が複数存在する事業者、規模が比較的大きい事業者等で、初回の認証・登録の際に全組織・全活動を認証・登録の対象範囲としていない場合は、原則として4年以内に、段階的に対象範囲を拡大する方針とスケジュールを明確にし、このことを環境活動レポートに明記することが必要です。
- 5) 認証・登録の対象範囲となるサイトは、本社所在地に所在する全ての事業所及び本社と所在地が異なる全ての事業所、施設等（規模、有人・無人は問わない）とし、環境負荷が比較的大きいサイト（事業所や工場）から取組を始めることを要件とし、かつ原則としてその全てを「対象事業所」として認証・登録証に記載します。
- 6) 認証・登録事業者の資産であっても、事業活動に係わらない施設等は対象事業所とはなりません。また、審査実施時点で事業実態及びエコアクション21の取組が確認できない活動を対象範囲とすることはできません。

2. 5 複数法人による一括した認証・登録

認証・登録は、法人又は個人事業主単位ですが、以下の要件を全て満たす場合は、複数法人による一括した認証・登録を行うことができます。

- 1) 認証・登録を申し込んだ法人と、この法人の会社法第2条の定義による子会社による取組であること。
- 2) 認証・登録を申し込んだ法人に、複数法人のエコアクション21の取組を統括する代表者及び統括事務局（以下「統括者」という。）が設置され、この統括者が認証登録の対象範囲（全組織・全活動）全体にわたり、エコアクション21における環境経営システムの構築・運用・維持を行う機能・責任・権限を有していること。
- 3) 全ての法人の認証・登録の対象範囲が全組織・全活動となっていること。但し、事業所や工場が複数存在する事業者、規模が比較的大きい事業者等で、初回の認証・登録の際に全

組織・全活動を認証・登録の対象範囲としていない場合は、環境負荷が比較的大きいサイト（事業所や工場）から取組を始めることを要件とし、かつ原則として認証・登録後4年以内に段階的に対象範囲を拡大する方針とスケジュールを明確にし、このことを環境活動レポートに明記していること。

- 4) 認証・登録を申し込んだ法人と一括した認証・登録を行うすべての法人の間で、環境経営システムの構築・運用・維持に関して統括者の指揮・命令に従うことを文書による契約・覚書で定めていること。

2. 6 エコアクション21審査人による審査

本制度により認証・登録を希望される法人及び個人事業主等の事業者（以下「受審事業者」という。）は、ガイドラインの要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定・登録された審査人による登録審査を受審しなければなりません。

- 1) 受審事業者は、最寄りの地域事務局又は中央事務局（以下2. 6～2. 7、2. 10～2. 13及び3. 8項において「担当事務局」という。）に、所定の書式により、エコアクション21の登録審査（書類審査及び現地審査）を申し込みます。
- 2) 担当事務局は、審査人の中立性・独立性・公平性・信頼性に配慮し、エコアクション21審査人倫理規程（以下「審査人倫理規程」という。）を踏まえるとともに、過去の審査実績、専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を考慮して、受審事業者の登録審査を担当する十分な力量があると認められる審査人を選任します。
- 3) 担当事務局は、選任した審査人に連絡し、審査人の了解を得た上で、審査人氏名を受審事業者に通知します。
- 4) 選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、担当事務局の確認を受けた後、受審事業者に送付します。
- 5) 受審事業者は、審査人からの連絡を受けて、審査人に必要書類等を送付し、書類審査を受審します。
- 6) 書類審査の結果、審査人が、現地審査実施前に、必要な指導・助言を行った方がよいと判断した場合は、受審事業者、担当事務局及び審査人の三者の協議及び了解の上、1回に限り、現地予備審査を行います。
- 7) 審査人は、書類審査の結果を書類審査報告書として取りまとめ、受審事業者に送付します。
- 8) 書類審査の結果、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審

査人による現地審査を受審します。

- 9) 審査人は、現地審査の結果を「登録審査報告書（以下「審査報告書」という。）」として取りまとめ、担当事務局に送付します。
- 10) 受審事業者は、審査人の登録審査結果について異議がある場合は、担当事務局の判定委員会に異議を申し立てることができます。
- 11) 受審事業者は、審査人からの当該登録審査に係わる費用及び旅費に関する請求に基づき、直接、審査人に支払います。登録審査の標準審査工数は業種別に別表 2 及び別表 3 に定めています。

2. 7 判定委員会による審議

判定委員会における受審事業者の認証・登録の可否等に関する審議は、次の手順によって行います。

- 1) 担当事務局の判定委員会は、審査人より送付された審査報告書、その他の関係書類等により、受審事業者の認証・登録の可否を判定します。
- 2) 判定委員会の審議の結果により、審査人がガイドラインの要求事項に適合していると認められた場合であっても、環境活動レポート、その他の関係書類（環境方針等を含む）の修正を認証・登録の条件としてお願いする場合があります。
- 3) 担当事務局が地域事務局の場合、地域事務局は、地域判定委員会の結果を、必要書類を添付して中央事務局に報告します。
- 4) 中央事務局の判定委員会は、審査人から提出された審査報告書、その他の関係書類等に基づく担当事務局の判定委員会の審議の内容を確認し、最終的な認証・登録の可否を判定します。中央事務局は、ガイドラインの要求事項に適合していると判定された受審事業者に、その結果を通知するとともに、「エコアクション 21 認証・登録制度に基づく認証・登録契約書（以下「認証・登録契約書」という。）」を送付します。
- 5) 受審事業者は、地域事務局の判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局の判定委員会に異議を申し立てることができます。

2. 8 事業者の認証・登録

受審事業者の認証・登録は、次の手順によって行います。

- 1) 中央事務局から判定委員会の審議結果の通知を受けた事業者は、別表 1 に定める認証・登録料を納付するとともに、認証・登録契約書に記名・押印し、中央事務局との間で「エコアクション 2.1 認証・登録制度に基づく認証・登録契約（以下「認証・登録契約」という。）」を締結しなければなりません。
- 2) 本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、認証・登録契約を締結し、認証・登録料を納付した受審事業者を、「エコアクション 2.1 認証・登録事業者（以下「認証・登録事業者」という。）」として認証・登録します。
- 3) 中央事務局は、認証・登録した事業者に認証・登録証を送付するとともに、事業者名及びその環境活動レポート等を、ホームページにより公表します。

2. 9 認証・登録の期間

認証・登録事業者の認証・登録の期間は、認証・登録日より 2 年間とします。

2. 10 中間審査の受審

中間審査は、次の手順により行います。

- 1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、担当事務局からの案内に基づき認証・登録日から概ね 1 年後に、審査人による所定の中間審査を受審しなければなりません。
- 2) 中間審査において、ガイドラインの要求事項に不適合が発見された場合は、判定委員会を開催し、その審議により、認証・登録の一時停止あるいは取り消しをすることがあります。
- 3) 中間審査の手続き等は、2. 1～2. 7 項の規定を準用します。
- 4) 中間審査の標準審査工数は業種別に別表 2 及び別表 3 に定めており、中間審査については、初回と 2 回目以降で工数が異なります。

2. 11 認証・登録の更新

認証・登録の更新は、次の手順で行います。

- 1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、担当事務局からの案内に基づき認証・登録日から 2 年以内に、審査人による所定の更新審査を受審しなければなりません。
- 2) 更新審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた事業者は、判定委員会で審議の上、認証・登録を更新することができます。

3) 更新審査の手続き等は、2. 1～2. 10項の規定を準用します。

4) 更新審査の標準審査工数は業種別に別表2及び別表3に定めています。

2. 1.2 認証・登録の対象範囲の段階的拡大

全組織・全活動を対象として認証・登録をしていない事業者が、その認証・登録の対象範囲を段階的に拡大する場合は、認証・登録の対象範囲の拡大を次の手順で行います。

- 1) 全組織・全活動を対象として認証・登録をしていない事業者は、認証・登録時の計画に基づき、認証・登録の対象範囲の拡大について、所定の書式により、中間審査又は更新審査申込時に担当事務局に申し込まなければなりません。
- 2) 担当事務局は、申込内容を確認し、審査人は中間審査又は更新審査の際に、拡大する組織及び活動も含めて審査を併せて実施します。
- 3) 担当事務局の判定委員会は、審査人から送付された審査報告書等により、認証・登録の対象範囲を拡大する部分も含めて認証・登録の可否を審議します。判定委員会による審議の手順については、2. 7項の規定を準用します。
- 4) 認証・登録の対象範囲を拡大した場合、中央事務局は、事業者との間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行します。
- 5) 中間審査において認証・登録の対象範囲を拡大することにより、別表1に定める認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付しなければなりません。
- 6) 中間審査において認証・登録の対象範囲を拡大等した場合の認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とします。

2. 1.3 認証・登録の対象範囲の事業の縮小、組織の改編及び合併等

- 1) 事業の縮小、組織の改編及び合併等により認証・登録の対象範囲の変更等を希望する事業者は、所定の書式により、中間審査又は更新審査申込時に担当事務局に認証・登録の対象範囲の変更を申し込まなければなりません。審査及び判定の手順等については、2. 1.2項の2)～6)の規定を準用します。但し、既納の認証・登録料は返金されません。
- 2) 認証・登録事業者の移転（住所変更）は、原則として、認証・登録の対象範囲の変更として取り扱い、2. 1.2項の2)～6)の規定を準用します。

3) 認証・登録事業者名の変更、移転（環境負荷等の状況に大きな変化のない場合に限る）等があった場合、認証・登録事業者は、所定の書式により、認証・登録事業者名、住所等の変更を、担当事務局に届け出ます。担当事務局は、認証・登録の対象範囲に変更が無いことを確認し、中央事務局に報告します。本機構は、事業者との間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行します。認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とします。

2. 1 4 認証・登録の一時停止及び取り消し

本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、認証・登録事業者において、環境関連法規の重大な違反があった場合、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題がある場合、その他「エコアクション21認証・登録手続規程」に違反する事項があった場合は、判定委員会で審議の上、認証・登録事業者の認証・登録の一時停止あるいは取り消しを行います。

2. 1 5 中央事務局による調査

中央事務局は、必要と判断した場合、認証・登録事業者に対して、エコアクション21の認証・登録に関連し、立ち入りを含む調査を実施することがあります。認証・登録事業者が、正当な事由無く調査への協力を拒んだ場合は、中央事務局は、判定委員会で審議の上、認証・登録事業者の認証・登録の一時停止あるいは取り消しを行う場合があります。

3. エコアクション21審査人の資格認定及び登録

3. 1 審査人の認定及び業務の実施等における規程の遵守等

審査人は、受審事業者の審査を行うにあたって、中央事務局が定めた本要領、「エコアクション21認証・登録手続規程」、「エコアクション21審査人倫理規程」、「エコアクション21基本管理システム使用規程」、「エコアクション21審査及び判定の手引き」及び中央事務局が制定する規程、内規等を遵守し、担当事務局及び中央事務局の依頼、指示等に従うとともに、担当事務局からの要請に基づき、必要な報告を担当事務局及び中央事務局に行わなければなりません。

3. 2 エコアクション21審査人の認定の要件

本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、以下の要件を満たし、3. 2から3. 5に規定する試験等を経た者を審査人として認定し、登録します。

1) 環境問題や環境対策に関する基本的な知識を有していること（環境問題についての基礎的知識、基本的な環境法等についての知識）

- 2) 事業者の環境対策に関する豊富な知見と経験を有していること（当該事業者が、どのような環境への取組を行うべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- 3) 環境経営システム（環境マネジメントシステム）に関する豊富な知見と経験を有していること（当該事業者が、どのような環境経営システムを構築し、運用すべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- 4) 受審事業者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲（以下これらを「力量」という。）を有していること

3. 3 エコアクション21 審査人試験の受験資格

エコアクション21 審査人試験を受験する者は、以下の1)及び2)のいずれをも満たすことが必要です。

- 1) 環境カウンセラー（事業者部門）であること。または、技術士、公害防止管理者大気関係第一種～四種のいずれか及び水質関係第一種～四種の資格のいずれかの資格を有する者、環境計量士（濃度及び騒音・振動の資格をともに有する者）、エネルギー管理士のいずれかの資格を有すること。または、企業等の環境対策及び公害防止に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境保全のための具体的な取組、計画づくり等に対するコンサルティング業務を行った実績が概ね5年以上であること。
- 2) 環境マネジメントシステム審査員（審査員補を除く）であること。または、地域版環境マネジメントシステムの主任審査員の資格を有し、かつ環境マネジメントシステムに関する10件以上の審査経験を有すること。または、企業等の環境管理に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境経営システム（環境マネジメントシステム）の構築、運用等に対するコンサルティング業務を行った実績が概ね5年以上であること。

3. 4 エコアクション21 審査人の試験

エコアクション21 審査人認定のための試験は、以下の3種の試験により行います。書面試験（一次試験）及び筆記試験（二次試験）の合格の有効期限は、それぞれ3年間とします。なお、書面試験（一次試験）及び筆記試験（二次試験）は何度でも受験できますが、面接試験（三次試験）は2回までしか受験することはできません。

3. 4. 1 書面試験（一次試験）

書面試験（一次試験）では以下の点について受験者の力量の審査を行います。

- 1) 環境活動及び環境マネジメントシステムに関する実績、受験資格に規定する必要な資格、経歴（申請書等による審査）
- 2) 環境保全に関する知識及びガイドライン及びエコアクション21認証・登録制度の趣旨の正しい理解の下、積極的に事業者の環境保全活動の推進に貢献していこうという意欲、論文構成の論理性、及び自らの体験に基づく事業者の環境活動実施等にあたっての留意点の考え方（論文による審査）

3. 4. 2 筆記試験（二次試験）

筆記試験（二次試験）では以下の点について、択一式問題及び短文論述問題等により受験者の力量の審査を行います。

- 1) 環境問題や環境対策に関する基本的な知識
- 2) 事業者の環境対策に関する知見
- 3) エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度に関する知見

3. 4. 3 面接試験（三次試験）

面接試験（三次試験）では以下の点について、口頭試問により審査人としての適性及び力量について総合的に審査を行います。

- 1) 環境問題や環境対策に関する知識及び経験
- 2) 事業者の環境対策に関する知見及び経験
- 3) エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度に関する知見並びに経験
- 4) 事業者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲（力量）

3. 5 エコアクション21 審査人の講習

面接試験（三次試験）に合格した者は、合格後1年以内に、中央事務局が指定する所定の「エコアクション21 審査人講習」を受講し、修了しなければなりません。

3. 6 エコアクション21 審査人の認定・登録

審査人の認定・登録は、次の手順で行います。

- 1) 試験に合格し、所定の講習を修了した者は、エコアクション21 審査人リスト、誓約書等を中央事務局に提出するとともに、所定の認定・登録料を納付しなければなりません。
- 2) 中央事務局は、所定の手続を完了した者を、認定委員会で審議の上、審査人として認定・登録し、「エコアクション21 審査人認定証」及び「エコアクション21 審査人認定身分証」を交付するとともに、氏名、経歴等をホームページで公表します。
- 3) 中央事務局は、公平公正な審査の実施、資質の向上及び社会的信頼の確保を図るため審査人倫理規程を定めます。審査人は審査人倫理規程を遵守しなければなりません。

3. 7 エコアクション21 審査人資格の認定・登録の期間

審査人資格の認定・登録の期間は、3年間とします。

3. 8 エコアクション21 審査人資格の更新

審査人の資格更新は、次の手順で行います。

- 1) 審査人は、3年間に少なくとも3回以上の審査を担当するとともに、所定の資格更新講習（エコアクション21 全国交流研修大会及び審査人力量向上研修会をそれぞれ1回以上）を受講し、これを修了することが必要です。
- 2) 審査人資格の更新にあたっては、審査業務等実績報告書、審査人認定・登録更新申請書、誓約書、その他必要な書類を提出することが必要です。
- 3) 必要書類を提出した者について認定委員会で更新の可否を審議します。
- 4) 認定委員会が必要と判断した者については、面接試験を実施します。
- 5) 認定委員会で更新を認められた者は、所定の認定・登録料を納付しなければなりません。

- 6) 所定の手続を完了した者について、審査人としての資格を更新し、認定・登録します。
- 7) 審査人資格が失効した者で、再度、認定・登録を希望する者は、面接試験を受験することが必要となります。
- 8) 審査人資格の更新にあたり、面接試験を受けた者は、所定の資格更新講習を受講し、これを修了しなければなりません。

3. 9 エコアクション2 1 審査人の業務等

審査人は、以下の業務等を行います。

- 1) 地域事務局より選任された審査人は、受審事業者の審査を担当します。審査人は、審査を担当するにあたり、審査人の中立性・独立性・公平性・信頼性に配慮するとともに、審査人倫理規程を遵守しなければなりません。
- 2) 審査を担当する審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、審査計画書を作成し、担当事務局の確認を受けた後、受審事業者に送付します。
- 3) 審査人は、審査計画書に基づいて、受審事業者のガイドライン要求事項への適合状況について書類審査及び現地審査を実施し、その適合の可否を判断し、審査結果を審査報告書として取りまとめ、担当事務局に報告します。
- 4) 審査人は、受審事業者の環境経営システムの構築・運用・維持にあたって、自らがコンサルティング業務をした事業者についての認証・登録時の登録審査、中間審査及び更新審査を行うことはできません。
- 5) 審査人は、1事業者について合計4回までの審査（例：登録審査、中間審査、更新審査及び2回目の中間審査）を担当することができます。ただし、その後2年間は当該事業者の審査を担当することはできません。
- 6) 審査人は、受審事業者が、ガイドラインの要求事項への適合及び環境への取組についての理解を深め、適切な取組を行うことができるよう、担当審査人として担当事務局から選任されてから、審査の結果、最終的な認証・登録の可否が判定されるまでの間に、必要な指導・助言をすることができます。また、受審事業者との合意及び担当事務局の了解により、書類審査と現地審査の間に、1回に限り現地予備審査を実施することができます。
- 7) 審査人は、業務上知り得た事業者の機密等を保持しなければなりません。

3. 10 エコアクション21 審査人資格の一時停止及び取消

審査人資格の一時停止又は取消は、次の手順で行います。

- 1) 本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、審査人が誓約書の内容に違反した場合、審査人倫理規程及び中央事務局が制定する規程、内規等に違反した場合、その他審査人として不適切な行為を行った場合には、倫理委員会での審議を経て、審査人資格の一時停止又は取消等を行うことがあります。
- 2) 審査人は、審査人資格の一時停止又は取消等の決定に対して不服がある場合は、倫理委員会の開催を要求し、書面で弁明書を提出すること、あるいは委員会に出席して弁明することができます。

4. エコアクション21 地域事務局の認定及び運営

4. 1 地域事務局の認定及び運営に関する規程の遵守等

地域事務局は、エコアクション21の普及促進を行う中核的組織であり、公益的な活動を、継続的かつ公正に実施しなければなりません。また、地域事務局は、認定の申込及び業務の実施にあたり、本要領、「エコアクション21 地域事務局の認定及び運営に関する規程」、「エコアクション21 認証・登録手続規程」、「エコアクション21 基本管理システム規程」、「エコアクション21 審査及び判定の手引き」及び中央事務局が制定する規程、内規等を遵守し、中央事務局の依頼、指示に従うとともに、中央事務局からの要請に基づき、必要な報告を中央事務局に行わなければなりません。

4. 2 地域事務局の要件

地域事務局としての認定を受けるにあたっては、以下の1)、2)及び3)のいずれをも満たすことが必要です。

- 1) 公益法人、特定非営利活動法人又は中間法人であり、地域事務局としての公益的な活動を、継続的かつ公正に行える団体であること
- 2) 地域の地方公共団体との協力関係があること
- 3) エコアクション21 認証・登録制度の公正かつ円滑な運営のための地域運営委員会及び地域判定委員会を設置すること（運営委員会には複数名の審査人が含まれていること）

4. 3 地域事務局の認定申請及び認定等

地域事務局の認定等は、次の手順によって行います。

- 1) 地域事務局としての認定を希望する団体は、所定の書式により、中央事務局に申請します。
- 2) 中央事務局は、申込内容についての書類審査及び訪問調査を実施し、その結果を運営委員会に報告します。
- 3) 本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、運営委員会で審議の上、4. 3の要件を満たす法人であると認められた場合、地域事務局として認定し、「地域事務局認定契約書」を締結します。
- 4) 本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、認定した地域事務局が4. 2の要件を満たさない場合、その他必要と認める場合には、運営委員会で審議の上、地域事務局の認定の一時停止又は取り消し、又は判定委員会で審議の上、地域事務局に対し、厳重注意又は業務改善命令の発出等、必要な処分を行うことができます。

4. 4 地域事務局の認定・登録期間

地域事務局の認定・登録期間は3年間とし、中央事務局は、当該事務局の活動実績等を踏まえ、運営委員会で審議の上、その認定を更新します。

4. 5 エコアクション21地域事務局の業務

地域事務局は以下の業務を行います。

- 1) 事業者からのエコアクション21に関する相談、問い合わせ等に対応すること
- 2) 受審事業者からの審査の申込を受け付けること
- 3) 審査を担当する審査人として、審査人の中立性・独立性・公平性・信頼性に配慮するとともに、倫理規程を踏まえ、過去の審査実績、専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を考慮して、受審事業者の登録審査を担当する十分な力量があると認められる者を選任すること。
- 4) 審査人が作成した審査計画書を確認し、必要な場合はその修正を要請すること
- 5) 審査人より審査報告書等の送付を受け、その内容を確認し、必要な場合はその修正を要請

すること

- 6) 判定委員会を定期的を開催し、認証・登録の可否を判定すること
- 7) 判定委員会の判定結果を含め、事業者の認証・登録に必要な報告を中央事務局に対して行うこと
- 8) エコアクション21認証・登録制度の普及促進を図ること
- 9) 地域の審査人の能力向上を図るため、年に1回以上、審査人力量向上研修会を開催する等、必要な取組を行うこと（中央事務局の認定を受けた審査人力量向上研修会は、審査人資格の更新要件に規定する資格更新講習となります。研修会は近隣の地域事務局と協同で開催することができます）
- 10) 自治体イニシアティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラム及び大学イニシアティブ・プログラムの普及を図り、その事務局を務めること
- 11) その他エコアクション21の普及促進等のために必要な業務を行うこと

4.6 地域事務局の業務の委託

地域事務局は、4.5に規定する地域事務局の業務の中で、3)～10)について、中央事務局による承認のもと、一定の要件を満たす近隣の地域事務局に、これを委託することができます。

5. 他制度との相互認証

5.1 相互認証の基本的要件

ガイドライン及びエコアクション21認証・登録制度と同等と見なされる、地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証制度との相互認証を行います。

5.2 相互認証の手続き

他制度との相互認証は別に定めるエコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程に基づき実施します。

6. 実施要領及び規程等の制定・改訂

本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、運営委員会で審議の上、本実施要領の制定及び改訂を行います。

本機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、運営委員会で審議の上、本実施要領に定めのない事項について別途規程の制定及び改訂を行います。

また、中央事務局長は、必要に応じて、認証・登録制度の運営に必要な内規を定めます。

【改訂履歴】

平成23年	10月	1日	制定
平成24年	4月	1日	改訂
平成26年	4月	1日	改訂

別表1 認証・登録料（2年分）

従業員数（構成員数）	料金
10人以下	50,000円+ 4,000円（消費税）
11人以上300人以下	100,000円+ 8,000円（消費税）
301人以上500人以下	150,000円+12,000円（消費税）
501人以上1,000人以下	200,000円+16,000円（消費税）
1,001人以上	300,000円+24,000円（消費税）

附則1：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。

附則2：複数枚の認証・登録証の発行をご希望の場合は、2枚目以降、1枚につき3,000円+240円（消費税）を納付してください。

附則3：認証・登録期間中に、認証・登録範囲の拡大、事業の縮小、組織の改編、合併等により、認証・登録の対象範囲が変更になった場合は、認証・登録契約を再締結し、新たに認証・登録証を発行します。別表1に定める認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付してください。

別表2 製造業、建設業、修理工場、廃棄物・再生資源の収集運搬・中間処理・処分業等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所における標準審査工数表

従業員数 (構成員数)	登録審査		初回の中間審査 (認証・登録後概ね1 年後)		更新審査		2回目以降の 中間審査 (更新審査の 概ね1年後) 標準審査工数
	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上 60人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1.5人日
61人以上 100人以下	3人日	2人日	2.5人日	1.5人日	2.5人日	1.5人日	1.5人日
101人以上 500人以下	3.5人日 以上	2.5人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	2人日 以上
501人以上	4人日 以上	3人日 以上	3.5人日 以上	2.5人日 以上	3.5人日 以上	2.5人日 以上	3人日 以上

別表3 サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所における標準審査工数表

従業員数 (構成員数)	登録審査		初回の中間審査 (認証・登録後 概ね1年後)		更新審査		2回目以降の 中間審査 (更新審査の 概ね1年後) 標準審査工数
	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上 60人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
61人以上 100人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
101人以上 500人以下	3人日 以上	2人日 以上	2.5人日 以上	1.5人日 以上	2.5人日 以上	1.5人日 以上	1.5人日 以上
501人以上	4人日 以上	3人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	2人日 以上

(別表2及び別表3共通)

附則1：審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日(消費税除く)です。

附則2：上記の標準審査工数は、対象事業所数が1ヶ所程度の場合です。なお、対象事業所が複数ある場合等は、最寄りの地域事務局又は中央事務局にご相談ください。また、業種、業態により、上記の標準審査工数以上の審査工数を要することがあります。

附則3：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。

附則4：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。

附則5：廃棄物・再生資源の中間処理・処分業を行っている事業者のうち、焼却施設がある場合及び最終処分の場合は、原則として審査人2名以上で審査を行います。なお、複数の審査人で審査する場合、事前打ち合わせから代表者インタビューまでは、すべての審査人が一緒に審査を行い、その後、必要に応じて部門、事業所を分担して審査することとなります。